

市・県民税の申告が始まります

■住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が変わります

税源移譲による税率の改正のための特別措置として、平成11年～同18年までに居住した人のみ、市に申告をすることで控除を受けられましたが、同22年度から、市への申告は不要となりました。詳細は「市政だより天草」お知らせ版1月15日号5ページをご覧ください。

【問い合わせ先】本庁・市民税課市民税係(内線1145)

◆国税庁ホームページで確定申告書等の作成コーナーを提供しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書などを作成・印刷して税務署へ提出することができます。  
[ホームページアドレス] <http://www.nta.go.jp>  
また、電子申告用データを作成すれば、電子申

告(e-Tax)により申告などを行うことができます(贈与税を除く)。

なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をすると、①最高5,000円の税額控除(初回)②添付書類の提出が省略③還付金がスピーディー④24時間いつでも利用可能などのメリットがあります。詳細はe-Taxホームページをご覧ください。  
[ホームページアドレス] <http://www.e-tax.nta.go.jp>

◆確定申告関係書類の事前送付について

平成21年分の確定申告から、前年、自宅や税務署のパソコンから「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で申告した人や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告した人には、確定申告関係書類は送付されませんので、ご理解とご協力をお願いします。なお、関係書類は同ホームページから出力して使用することもできます。

【問い合わせ先】天草税務署 ☎22510

- 生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書
- 介護保険高額介護サービス費支給決定通知書
- ※ おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要ですが、介護保険被保険者でおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は本庁・高齢者支援課へお尋ねを。
- ※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証と印鑑を持参し、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で申請してください。

◆障害者控除を受ける人

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ※ 認定書は、身体や精神に障がいがある65歳以上の人で、その障がい①身体障害1～6級②知的障害の軽度・中度・重度③寝たきり、と同じ程度と認められる人に発行します。

◆寄付金控除を受ける人

- 寄付金の受領証など
- ※ ふるさと納税(地方自治体への寄付)をした場合も申告が必要となります。

◆雑損控除を受ける人

- 被災証明書
- 被害を受けた住宅・家財の明細書や、支払った修繕費などの領収書
- 損害保険などで補てんされる金額の明細書

◆生命保険料、地震保険料控除を受ける人

- 支払った保険料の証明書

- ①と②は本庁・社会福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください(牛深支所・保健福祉課とその他の支所・市民生活課でも申請できます)。

市・県民税の申告日程

月日	対象地区		申告会場	月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00			9:00~12:00	13:00~16:00	
【牛深地区】(※天草町向辺田と河浦町四名田・綿内を含む)							
2/16	久玉町内の原、中の浦	久玉町大の浦、山の浦	くたまふれあいセンター	2/19	赤崎(5区、6区、7区)	赤崎(1区、2区、3区)	有明町民センター
2/17	久玉町上揚、村田	久玉町かじや、明石		2/22	下津浦(下・迫・平、宮本)	下津浦(山浦)、小島子(上、下)	
2/18	久玉町吉田	久玉町大脇		2/23	上津浦(1区、2区、3区)	上津浦(4区、5区)	
【御所浦地区】							
2/19	深海町下平、東多々良	深海町中浦	ふかみふれあいセンター	2/24	上脇、下脇、上竹地	下竹地、越地、外平	御所浦漁村センター
2/22	深海町舟津	深海町浅海		2/25	村・向、唐木崎	古屋敷、元浦、大浦	
2/23	魚貫町一区・二区	魚貫町浦越、福津、池田	魚貫出張所	2/26	牧本、長浦、椋の木(※9:00~11:30)	横浦、杉浦、崎浦	あこうの里ふれあい館/横浦島コミュニティセンター
2/24	二浦町早浦、亀浦	天草町向辺田、河浦町四名田、綿内	二浦地区多目的研修集会施設	【倉岳地区】			
3/5	牛深町須口	牛深町須口、茂串	須口健康センター	3/1	境目	浜田	倉岳漁村センター
3/8	牛深町岡東	牛深町船津、真浦	牛深支所2階会議室	3/2	西ノ原	才ツ原、大宮田	浦公民館
3/9	牛深町岡一区、二区、三区、四区	牛深町加世浦		3/3	引地、中浦	向名桐、名桐	
3/10	牛深町宮崎、天附	牛深町元下須		3/4	松尾、小浦、新町	中原、家久栄、赤仁田、平野	
3/11	予備日			3/5	南平、旭、目玉	山崎、上揚、鳴川	
3/12	予備日			3/8	曙、倉本	小崎、蔵川、横道	
3/15	予備日			【栖本地区】			
【有明地区】							
2/16	大浦(山浦、船津、横洲、東、白当、大間崎)	大浦(遠郷)、須子(東、西)	有明町民センター	3/9	大河内、中河内(大原、大平、中ノ門)	中河内(中村)、下河内	栖本福祉会館
2/17	楠甫(下毛、山浦、中津浦)	楠甫(楠甫1区、蛤)		3/10	打田、村(上、下、松尾)	村(平の口、白洲団地、白洲西団地)、山浦	
2/18	大島子(鷺口、上・園田、入角・鬼塚)	大島子(下・江口、船津、中津、東沖の田、西沖の田、大矢)		3/11	川下	湯船原上、湯船原下(樋ノ口、野田迫、梅迫)	

月日	対象地区		申告会場	月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00			9:00~12:00	13:00~16:00	
【栖本地区】							
3/11	湯船原下(中町、新町、本町、住宅)、浜、古江(久木山上、久木山下、中)	古江(松葉、井手尾、辻)、稚児崎	栖本福祉会館	3/11	轟、湯の本	長畑、宮の本	天草町民センター
3/12			栖本福祉会館	3/12	大江中央、越崎、野中	浜里、横浜、唐崎、軍ヶ浦	大江漁村センター
3/14				3/14	鬼海、下田南中央、佃浜		下田南公民館
【河浦地区】(※河浦町四名田・綿内は【牛深地区】の日程をご覧ください)							
【新和地区】							
2/16	村中、東	西、港	中田公民館	2/25	下町、中町、船津、向江	志茂、西河内、大川内、小島	富津公民館
2/17	小峰、下大多尾、大多尾中央	浦方先、浦方中、浦方新開、長野、天樫、横島	大多尾公民館	2/26	松崎、西高根、舟津、本郷北	本郷南、女岳出、女岳外、上平	宮野河内公民館
2/18	釜、大宮	大宮地中央、中浪、中山	大宮地公民館	3/1	上津留、下津留	立原、市平	新合公民館
2/19	碓石上	碓石下	碓石公民館	3/2	板之河内、益田、古江	今村、平野、中村、十三野	河浦支所
2/22	馬場下、渡の浦、平、棒の鶴	馬場上、切越、諏訪、宮地浦	新和町民センター	3/3	白木河内	葛河内、倉田	
3/15	高二、立		宮南公民館	3/4	久留、主留	下田、路木	
【五和地区】							
2/23	1区	2区、31区	五和町コミュニティセンター	※本庁・市民税課や各支所・総務振興課での申告はできません。 ※青色申告や譲渡所得申告、住宅借入金などの特別控除を初めて受ける場合は、税務署で申告してください。			
2/24	5区	3区、4区	鬼池公民館	<b>所得税確定申告会場の開設期間など</b>			
2/25	10区、12区	6区、7区		■ 日 程 = 2月16日(火) ~ 3月15日(月) ※土・日曜日を除く			
2/26	9区	8区、11区	五和漁村センター	● 申告相談 午前9時~午後4時 ● 申告受付 午前8時30分~午後5時			
3/1	15区、16区、17区	13区、14区		■ ところ = 天草税務署			
3/2	18区、30区	28区、29区	地域交流センターおおくす				
3/3	19区(島上)	19区(島下)	福連木多目的集会所				
3/4	21区	22区	天草支所				
3/5	20区、27区	23区、26区					
3/8	24区	25区					
【天草地区】(※天草町向辺田は【牛深地区】の日程をご覧ください)							
3/9	上、中(川向、村中)	中(佐世布河内、六本木)、下	天草支所				
3/10	諏訪、元向内峰、大庵皿山	白木、中向、宮の平、松下、上河内大野					